『税』の申告はお早めに！

所得税の確定申告

確定申告が必要な人

▼給与の年間収入金額が2千万円を超える人

▼給与を1ヵ所から受けていて、各種の所得金額（給与・退職所得を除く）の合計額が20万円を超える人

▼給与を2ヵ所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と各種所得金額（給与・退職所得を除く）との合計額が20万円を超える人など

申告書を作成する時は

国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」で、税額などが自動計算された申告書などを作成・印刷でき、**「書面により提出」**できます。

また、電子申告（e－Tax）を利用して提出することもできます。

申告で所得税が還付される人

所得税の確定申告の手引きや申告用紙などは、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。

◆災害・盗難・横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などの雑損控除の適用を受ける場合　◆病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除の適用を受ける場合　◆家屋を住宅借入金などで新築・購入などし、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合など

『記帳・帳簿等の保存制度』対象者拡大

法律の改正により、平成26年1月から個人で事業や不動産貸付などを行う全ての人は、記帳と帳簿等の保存が必要になります。

e－Tax を利用すると・・・

◆最高 3,000 円の税額控除が受けられます（平成 19 ～ 24 年分の間でいずれか）
◆添付書類の提出を省略可能
◆還付がスピーディー
◆ 24 時間いつでも利用可能

公的年金等を受給されている人へ

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下（複数受給の場合その合計額）で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です　◆この場合でも、所得税の還付を受ける場合は、申告書の提出が必要です　◆所得税の確定申告が必要ない場合でも、町・県民税の申告が必要な場合があります

確定申告会場への行き方

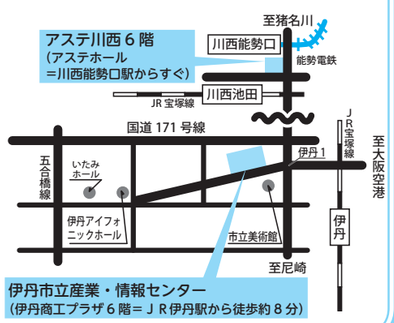

問合せ

◆所得税・贈与税・消費税
伊丹税務署（☎ 779 － 6121、伊丹市千僧 1 － 47 － 3）

◆町・県民税
税務課（☎ 766 － 8702）

確定申告会場

対象	ところ	とき（土・日・祝日を除く）
給与所得と年金所得のみ	アステ川西 アステホール	2月1日（金）～7日（木） 午前9時30分～午後4時
すべての申告に関する相談	伊丹市立産業・情報センター	2月14日（木）～3月15日（金） 午前9時～午後5時 ※2月24日（日）・3月3日（日）は開設します

○混雑の状況によっては、上記時間にかかわらず受け付けを締め切る場合があります　○作成済の申告書は、税務課でも提出できますが、税務署の収受日付印が必要な場合は、返信用封筒を同封し伊丹税務署に持参または郵送するか、上記申告会場へ持参してください

還付申告センター

ところ	とき（土・日・祝日を除く）
宝塚会場 阪急「逆瀬川」駅前 アピアホール	2月5日（火）～ 15日（金） 午前9時30分～午後4時
ＪＲ北新地駅前会場 ＪＲ「北新地」駅東改札口すぐ 大阪駅前第2第3ビル間地下歩道	2月5日（火）～ 28日（木） 午前9時30分～午後4時

○上記いずれの会場へも、公共交通機関を利用してください

町・県民税の申告

所得税の確定申告をした人は、町・県民税の申告は必要ありませんが、確定申告をしていない人や確定申告の必要がない人でも、次の場合、町・県民税の申告が必要です。

【平成25年1月1日現在、町内に住んでいる人】

▼平成24年中に給与所得以外の所得があった人

▼平成24年中に給与所得がある人で、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されていない人

▼平成24年中に退職した人

▼公的年金受給者で、社会保険料、医療費などの諸控除を受けようとする人

【平成25年1月1日現在、町外に住んでいる人】

▼町内に事業所や家屋敷のある人

昨年に町・県民税の申告をした人など、申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告書を送付します。

申告書が届いた人で、平成24年中に所得がなかった人は、申告書を提出する必要はありませんが、次のような場合は所得がなくても、申告書を提出してください。

①町・県民税の課税（所得）証明書が必要な人（融資、奨学金、健康保険の扶養確認、公営住宅の入居などに必要）

②国民健康保険に加入されている人

③国民年金の減免申請などをされている人

④後期高齢者医療制度の該当する人

町・県民税の申告は、3月15日（土・日・祝日除く）まで、次の会場で受け付けます（右表の確定申告会場では受け付けできません）。

▼**会場**　税務課、日生・六瀬住民センター（日生・六瀬住民センターは受け付けのみ）

▼**時間**　午前8時45分～午後5時30分

▼**相談・問合せ**　税務課

町・県民税の主な改正点

平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約などに関して、一般生命保険料控除の枠を分離し、介護・医療保障について新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を 28,000 円、合計適用限度額を 70,000 円とすることとされました。

なお、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約などに関しては、従前の一般生命保険料控除および個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額 35,000 円）が適用されます。

改正後（適用限度額 70,000 円）	
平成24年1月1日以降の契約（新契約）	平成23年12月31日以前の契約（旧契約）
◆一般生命保険料控除（遺族保障など） ◆介護医療保険料控除（介護・医療保障） ◆個人年金保険料控除　（老後保障）	◆一般生命保険料控除（遺族・介護・医療保障など） ◆個人年金保険料控除　（老後保障）
いずれも適用限度額＝28,000円	いずれも適用限度額＝35,000円

※一般生命保険料控除または個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の両方の控除の適用を受ける場合、新契約に係る控除額と旧契約に係る控除額を合計して計算しますが、各保険料控除は最大 28,000 円となります。

（注）ただし、旧契約の控除額が 28,000 円を超える場合は、旧契約に係る控除額のみで計算します。

町税の「休日納税相談窓口」

平日に納税相談などが困難な人を対象に、臨時に開設します。

▼**とき**　1月27日（日）午前10時～午後3時

▼**ところ**　日生公民館（会議室）

★1月31日が納期限です

●町・県民税（4期）
●国民健康保険税（7期）
●介護保険料（8期）
●後期高齢者医療保険料（7期）

問合せ　税務課　☎766・8702

住民基本台帳カードで確定申告

住民基本台帳カード（以下「住基カード」）に「公的個人認証サービス」の電子証明書を登録すると、住基カードを使って自宅のパソコンからインターネットで所得税の確定申告（e－Tax）などの行政手続を行うことができます。

※ 別途、公的個人認証サービスの手続（手数料500円）とパソコンに接続するICカードリーダライタが必要。

住基カード取得と公的個人認証サービスの手続きは、住民保険課で行っています。なお、新たに住基カードを取得される場合、住基カード手数料500円と公的個人認証サービス手数料500円が必要となります。

▽**問合せ**　住民保険課（☎766・8700）